

第3章 具体的整備構想

第1節 重点目標と具体的整備方針との関係

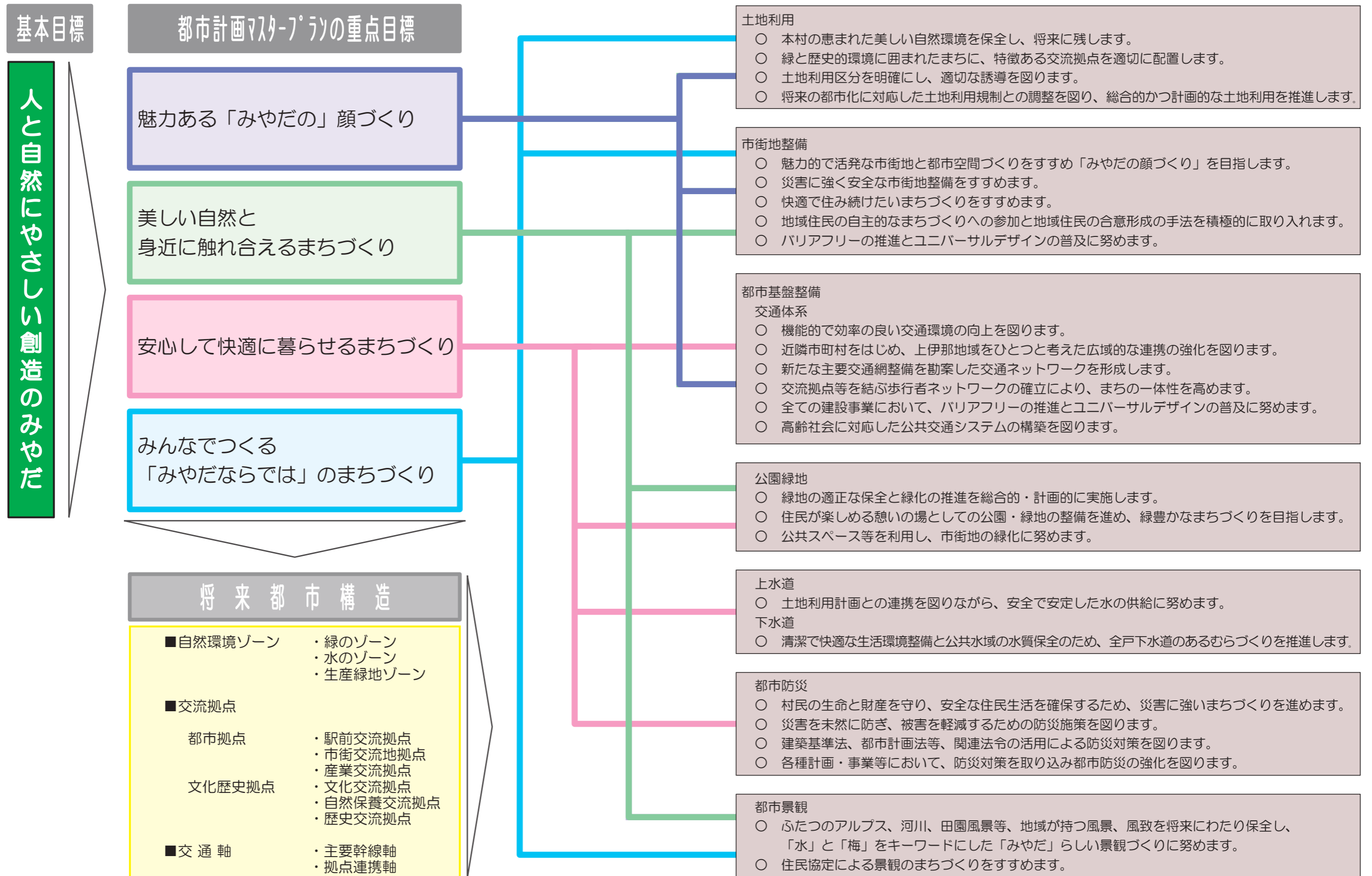


図3-1 重点目標と具体的整備方針との関係

第2節 具体的整備構想

1. 土地利用

部門別基本方針

- 本村の恵まれた美しい自然環境を保全し、将来に残します。
- 緑と歴史的環境に囲まれたまちに、特徴ある交流拠点を適切に配置します。
- 土地利用区分を明確にし、適切な誘導を図ります。
- 将来の都市化に対応した土地利用規制との調整を図り、総合的かつ計画的な土地利用を推進します。

施策の体系	施策の内容
1. 宮田村土地利用計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 国土利用計画宮田村計画を基本に、適正かつ計画的な土地利用を図ります。 また、宮田村農業振興地域整備計画、宮田村森林整備計画等の個別土地利用規制との調整を図り、総合的かつ機能的な土地利用を推進します。
2. 現況土地利用の基本的維持	<ul style="list-style-type: none"> ● 宮田村の特性やまちづくりの動向から、現況の土地利用をなるべく維持していくことが適切と考えられます。 そのため、現況の土地利用規制をベースに将来の土地利用を想定します。交流拠点整備や基盤整備が予定されており、土地利用の方向性が大きく変わると予想される用途地域周辺の一部の地域、大きな改善が必要な地区については用途地域の拡大や住居系用途地域における用途区分の見直し等、都市計画規制の変更等を実施することにより、適正な土地利用を誘導し、コンパクトで密度の高い市街地をつくります。
3. 段階的土地利用ゾーニングの設定	<ul style="list-style-type: none"> ● 土地利用には、これから先も維持・保全していかなければならない要素の強い自然的土地利用と、一方では、持続ある都市の成長を保ち、より豊かな生活空間をつくるために、都市の成長に対応していかなければならない都市的土地利用に分けることができます。それらの土地利用によって、秩序ある都市を形成し、バランス良く配置していくために、保全と開発のあり方を、4段階に区分設定し、適正な土地利用を誘導します。

施策の体系	施策の内容
4. 利用区分別土地利用方針	
(1) 住居系土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ● 人口構想に沿って住居系用途地域と住宅適地を指定し、地域バランスを考慮に入れた用地の確保を図り、宅地化を推進します。 また、西原土地区画整地事業区域内の宅地化推進を図り、良好な居住環境を形成します。 住居系用途地域の拡大を含めた見直しや、市街地周辺に宅地誘導地区を設けることにより、無秩序な宅地化の抑制と人口の誘導により、住宅の充足増進とコンパクトな市街地形成を図ります。 また、土地区画整理事業等の面的整備及び地区計画によって、合理的な市街地開発と都市景観の創出を図ります。
(2) 商業・住居系土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ● 近隣商業地域を中心に、街路事業と併せて商店街整備事業を行い、近代的街並みと魅力的な商店街を形成し、村民の利便性に応える中心地区街の活性化を図ります。 また、商業機能の向上と共に居住機能の充実を図ることにより、利便性の高い地域の形成を図ります。
(3) 工業系土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ● 公害の無い優良企業の誘致、住宅地内での工業施設の混在を解消するため、環境保全に十分配慮した工業適地を定め、必要な用地の確保を図ります。 既存の工業団地については、周辺環境整備に努めます。
(4) 農業系土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ● 農業は重要な地域の産業であり、農地はその生産基盤としてばかりでなく、生産緑地としても豊かな田園風景をつくり出す貴重な要素でもあります。 そこで、農地の他用途への転換地域は、ほ場整備実施除外地区と、ほ場整備実地地区のうち指定地区とすることとし、優良農地の保全を進めます。
(5) 森林系土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ● 本村の総面積の73%が森林ですが、林業生産、就業人口とも極めて少ない状況です。しかしながら森林の持つ自然環境の維持機能、自然体験やレクリエーション機能の意義が深まっています。 水源のかん養・災害防止等を土地利用の基本とし、森林の持つ公益的機能を積極的にPRすると共に、森林ボランティア等による山づくりと村民参加による森林を保全し、森林に親しみながら保養・レクリエーションができる場として活用を図ります。

施策の体系	施策の内容
(6) 河川等土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ● 本村の自然の豊かさを印象づけている河川や水路等は、住民生活や産業活動の基盤としても重要な役割を持っています。治水及び利水を基本に、一層の水質改善や環境整備を進め、清らかな川づくりの推進に努めます。
(7) 観光系土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市部での自然志向・ふるさと志向の高まりから、都市との交流事業とし第一次産業と結びついた自然と親しみ、体験を通じ、生産の喜びを実感する観光地づくりを目指した総合的土地利用を進めます。
(8) 公共施設系土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設用地をあらかじめ指定し、整備を進めてきました。今後も施設が点在しないよう、現在の公共施設周辺を中心に考えます。

施策の体系	施策の内容
5. 段階的土地利用ゾーニング別方針	
(1) 環境維持・保全ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ● 現状の自然環境を規模・質共に維持、保全していきます。より住民と親しみ深い空間として位置づけ、都市的土地利用は、観光系土地利用周辺の現況施設の維持以外は、基本的には行いません。
(2) 保全的利用ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ● 現状の自然環境とのバランスを取りつつ、多様な交流活動の場の提供と農業振興基盤の確立のため、保全的利用を図ります。都市的土地利用は、生活道路や公園等の都市基盤整備を想定していきます。
(3) 計画的誘導ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ● 現状では、自然的土地活用の高いゾーンですが、人口の増加等、都市機能に対応すべき都市的土地利用に、計画的に誘導していきます。周辺の自然環境に十分に配慮しながら、都市機能整備の充実を図ります。
(4) 都市的土地利用ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ● 既成市街地の更新と維持を基本に、適正な都市的土地利用の形成を促進します。非効率化・老朽化した区域の更新・再生を図り、用途の純化や拠点の形成、基盤整備等をすすめ、活性化を図ります。土地区画整理事業等による面的整備をすすめ、まとまりのある市街地形成を図ります。

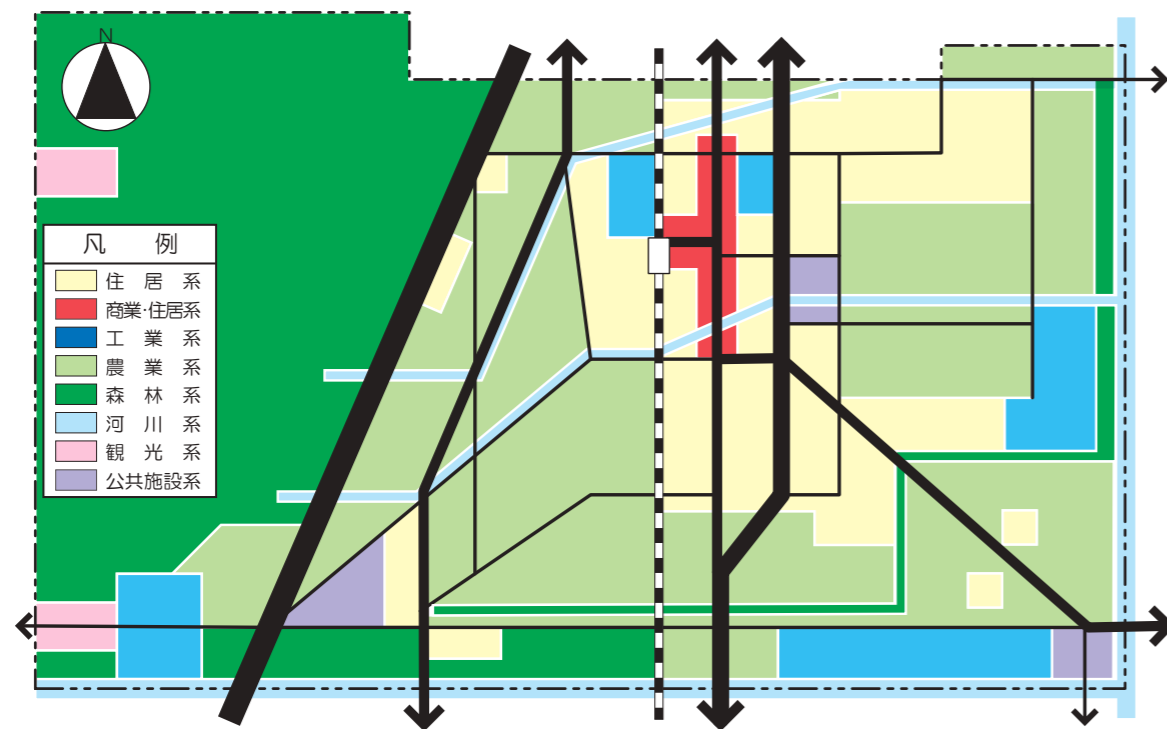


図3-2 土地利用構想

表3-1 段階的土地利用ゾーニングの考え方

段階区分	用途別土地利用							該当区域
	住居系	商業・住居系	工業系	農業系	森林系	河川系	観光系	
自然的土地利用	環境維持・保全ゾーン							<ul style="list-style-type: none"> 中ア県立自然公園 森林 河川
	保全的活用ゾーン							<ul style="list-style-type: none"> 宮田高原 駒ヶ根高原 農業振興地域 小河川、水路
都市的土地利用	計画的誘導ゾーン							<ul style="list-style-type: none"> 工業団地及び大規模工業地 宅地誘導地区
	都市的利用ゾーン							<ul style="list-style-type: none"> 用途地域 宅地誘導地区

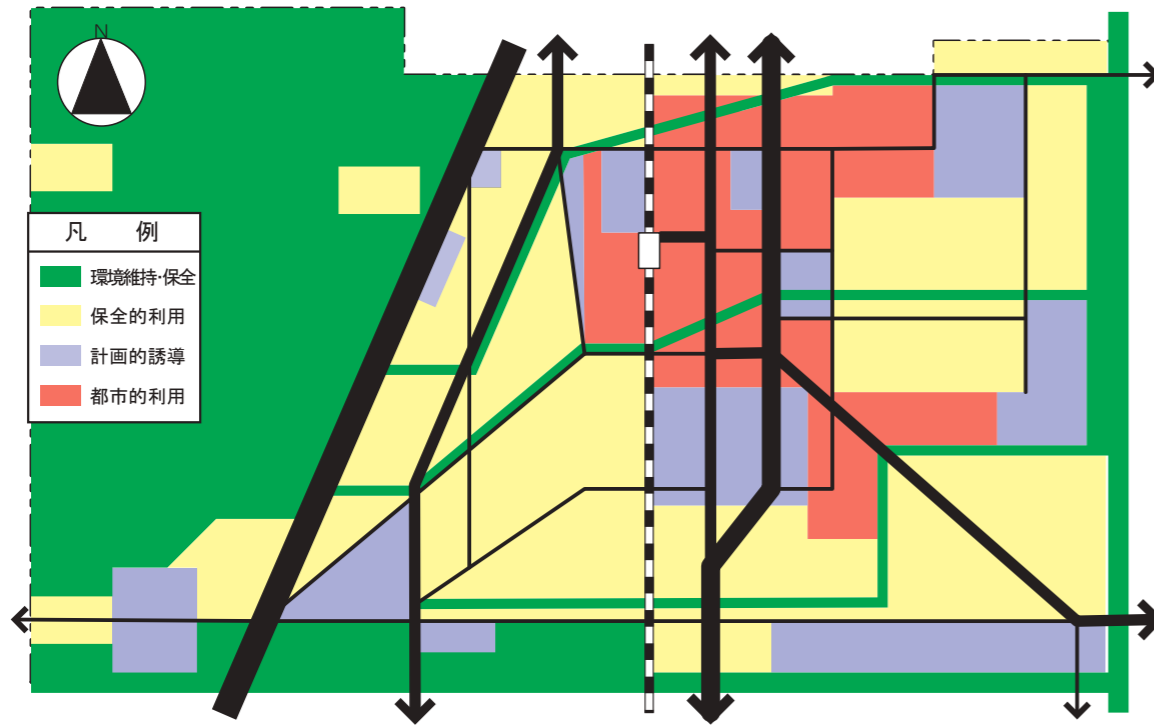
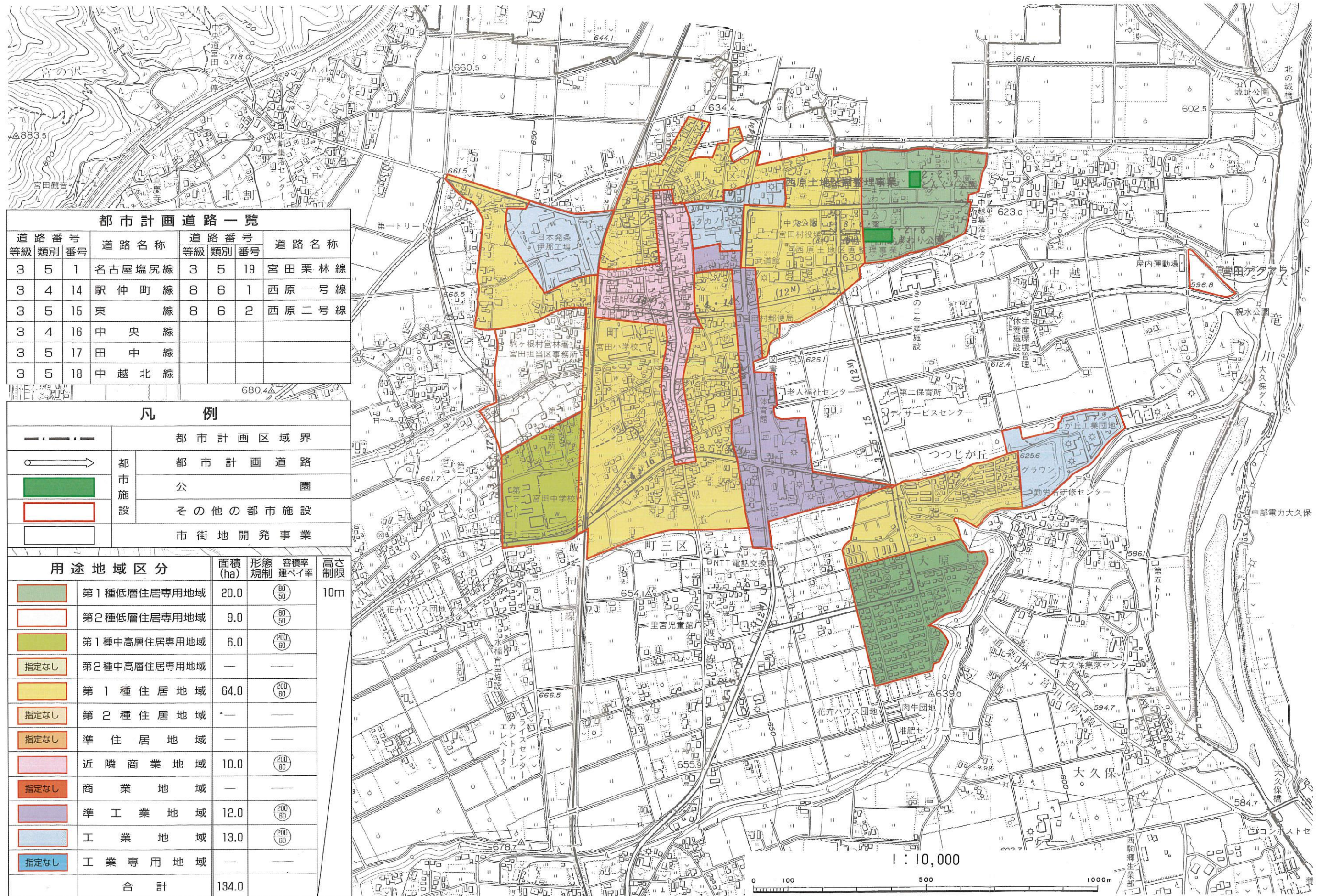


図3-3 段階的土地利用図

表3-2 用途地域指定状況

用途地域		面積 (ha)	容積率 (%)	建ぺい率 (%)
第1種低層住居専用地域	低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域	20	80	50
第2種低層住居専用地域	主として低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域	9	80	50
第1種中高層住居専用地域	中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域	6	200	60
第2種中高層住居専用地域	主として中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域	指定なし	—	—
第1種住居地域	住居の環境を保護するため定める地域	64	200	60
第2種住居地域	主として住居の環境を保護するため定める地域	指定なし	—	—
準住居地域	道路の沿道としての地域の特性にふさわしい業務の利便の増進を図りつつ、これと調和した住居の環境を保護するため定める地域	指定なし	—	—
近隣商業地域	近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業その他の業務の利便を増進するため定める地域	10	200	80
商業地域	主として商業その他の業務の利便を増進するため定める地域	指定なし	—	—
準工業地域	主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するため定める地域	12	200	60
工業地域	主として工業の利便を増進するため定める地域	13	200	60
工業専用地域	工業の利便を増進するため定める地域	指定なし	—	—
合計		134	—	—



都市計画道路一覽

道路番号 等級 類別 番号	道路名称	道路番号 等級 類別 番号	道路名称
3 5 1	名古屋塩尻線	3 5 19	宮田栗林線
3 4 14	駅仲町線	8 6 1	西原一号線
3 5 15	東線	8 6 2	西原二号線
3 4 16	中央線		
3 5 17	田中線		
3 5 18	中越北線		

凡 例

	都市計画区域界
	都市計画道路
	公園
	その他の都市施設
	市街地開発事業

用途地域区分

色	用途地域区分	面積 (ha)	形態規制	容積率 建ぺい率	高さ制限
	第1種低層住居専用地域	20.0	80	50	10m
	第2種低層住居専用地域	9.0	80	50	
	第1種中高層住居専用地域	6.0	200	60	
	指定なし	第2種中高層住居専用地域	—	—	
	第1種住居地域	64.0	200	60	
	指定なし	第2種住居地域	—	—	
	指定なし	準住居地域	—	—	
	近隣商業地域	10.0	200	80	
	指定なし	商業地域	—	—	
	準工業地域	12.0	200	60	
	工業地域	13.0	200	60	
	指定なし	工業専用地域	—	—	
	合計	134.0			

図3-4 都市計画図

2. 市街地整備

部門別基本方針

- 魅力的で活発な市街地と都市空間づくりをすすめ、「みやだの顔づくり」を目指します。
- 災害に強く安全な市街地整備をすすめます。
- 快適で住み続けたいまちづくりをすすめます。
- 地域住民の自主的なまちづくりへの参加と地域住民の合意形成の手法を積極的に取り入れます。
- バリアフリーの推進とユニバーサルデザインの普及に努めます。

施策の体系	施策の内容
1. 住宅地	
(1) 都市基盤整備の推進	● 既成市街地における、道路や公園等の都市基盤整備を進め、機能的で良好な市街地形成を促進します。整備の際、高齢者や障害者にやさしい機能や都市防災機能を備えた整備を推進します。
(2) 住宅地及び住宅の整備目標の設定	● 公営住宅のみならず、民間住宅や一般住宅等、住宅全般の住宅整備やまちづくりについて計画的な目標により、本村独自の住宅施策を展開していきます。
(3) 既成市街地における定住人口増加の推進	● 既成市街地において、若年層から高齢者まで多様な世代が安心して住める良質の賃貸住宅を民間活力及び公共事業によって住宅供給を図ります。
(4) 若年層の定住化推進	● 若年層の持家取得に対する支援の検討や中高層公営住宅の整備により、定住化を図ります。
(5) ソフト面の施策との連携による住まいづくり	● 安心して住み続けられるまちと住まいづくりのため、経済、産業、福祉や教育、子育て環境といったソフト面での施策との連携を推進し、定住人口の定着を図ります。

施策の体系	施策の内容
(6) 土地区画整理事業区域の宅地化推進	● 西原土地区画整理事業による宅地化推進を図り、良好な居住環境の形成を図ります。
(7) 公営住宅の計画的建替の推進と高齢社会への対応	● 老朽化の進む公営住宅の建替を計画的にすすめます。高齢社会に対応した住宅の充実と人的支援、また、地域コミュニティ施設の整備等により、安全かつ快適な住環境づくりを目指します。
(8) 未利用地の適切な土地利用転換	● 用途地域の宮田駅周辺にある、空き屋や未利用地においては、適正な開発を誘導し、良好な都市環境の形成に努めます。
(9) 住民の自主的なまちづくり参加への支援	● 地域住民の「自らのまちは自らの手でつくる」という自主的な意識を支援し、景観形成住民協定等、各種協定によるまちづくり活動を支援します。

施策の体系	施策の内容
2. 商業地	
(1) 活気のある商店街形成の推進	● 地域住民の利便性に即した商店街振興事業の推進を図り商店街の活性化を図ります。
(2) 駅前周辺の面整備による活性化の推進	● 宮田駅を中心とした駅前周辺区域を再建するため、まちづくり総合支援事業等による、駅前活性化の事業推進を図ります。 また、交通、商業居住、行政、交流、教育等、複合的な機能を集積した整備をすすめ、人や車の交流が行き交う魅力的なまちづくりをすすめます。
(3) 駅前の一体的整備の推進	● 駅前整備の際には、駅前広場や周辺の都市計画道路及び公園等のハード事業をすすめるとともに、商業活性化のためのソフト事業を一体的にすすめ、総合的なまちづくりをすすめます。
(4) 歴史的まちなみ景観の保全	● 歴史的な民家や土蔵の再生、道沿いの門、塀等の修景整備を図り、歴史的まちなみ景観の保全をすすめます。 また、隣接する道路の整備等も併せ、散策を楽しむ空間づくりによる活用等、沿道環境整備をすすめます。
(5) 居住機能の充実	● 既に公共交通機能、商業機能、インフラ機能等、高齢社会に対応できる機能を兼ね備えている中心部を一層整備することにより、居住機能を充実させ、定住人口の増加の推進による、活性化を図ります。

施策の体系	施策の内容
3. 工業地	
(1) 工住混在の解消	● 住居地域内に混在している工場については、工業団地への誘導を推進し、機能の充実を図ると共に、居住環境を整えます。
(2) 工業団地の拡充	● 新規企業の誘致及び住居地域からの移転企業等に必要用地については、既存工団地の増設により確保します。
(3) 工場周辺の居住環境の保全	● 工業団地や工業地の敷地や周辺的环境保全を図るため、あらゆる公害防止と工業地周辺の緑化を進めます。
(4) 工業地への連結強化	● 工業団地へのアクセス道路の改良をすすめます。

3. 都市基盤整備

(1) 交通体系

部門別基本方針

- 機能的で効率の良い交通環境の向上を図ります。
- 近隣市町村をはじめ、上伊那地域をひとつと考えた広域的な連携の強化を図ります。
- 新たな主要交通網整備を勘案した交通ネットワークを形成します。
- 交流拠点等を結ぶ歩行者ネットワークの確立により、まちの一体性を高めます。
- 全ての建設事業において、バリアフリーの推進とユニバーサルデザインの普及に努めます。
- 高齢社会に対応した公共交通システムの構築を目指します。

施策の体系	施策の内容
1. 道路	
(1) 将来交通量への対応と広域交通網の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 将来交通需要の増加が予想されるなか、周辺市町村では国道153号バイパスの施行が進んでいます。都市間交通や通過交通等を大量に処理できる広域的交通網の強化をするため、伊那バイパス第二期ルートの研究、早期決定の推進と共に、当面は現国道153号を主要幹線道路として、機能の充実を図ります。
(2) 都市計画道路の計画的整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域間を走る補助幹線道路の整備を推進し、地域間交通のネットワークを強化します。土地利用計画との整合を図りつつ、道路整備の必要性、緊急性、投資の有効性等、事業予算枠から優先順位を検討し、計画的な道路整備を進めます。
(3) プロムナード整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 町部における商店街へのアプローチをよりスムーズにするための道路整備と、地域住民や歩行者が主人公となるプロムナード的な道路空間の整備を行います。
(4) 道路アメニティ空間の創造	<ul style="list-style-type: none"> ● まち中心部における歩行者専用道路と憩いの広場が一体化した空間整備を創造します。

施策の体系	施策の内容
(5) 交通安全施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 歩行者の安全を守るため現況を調査し、積極的に歩道の設置を推進します。特に通学・通園路及び福祉施設周辺等は、人と通過交通を分離する構造改良や、夜間でも安全に歩けるよう安全施設の機能強化を推進します。その他の生活道路については、その地域の生活空間に合った道路幅員の確保により、利便性と安全性の向上を図ります。
(6) 防災への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ● 市街地における火災の延焼緩衝帯の機能を併せ持つ道路とするため、適度な道路幅員及びオープンスペースの確保等、防災対策にも十分に配慮した整備を推進します。
(7) 交通軸を活かした「緑の軸」の形成	<ul style="list-style-type: none"> ● 市街地内を緑あふれる空間とするため、道路整備と併せた緑化整備を進め、「緑の軸」の形成を図ります。

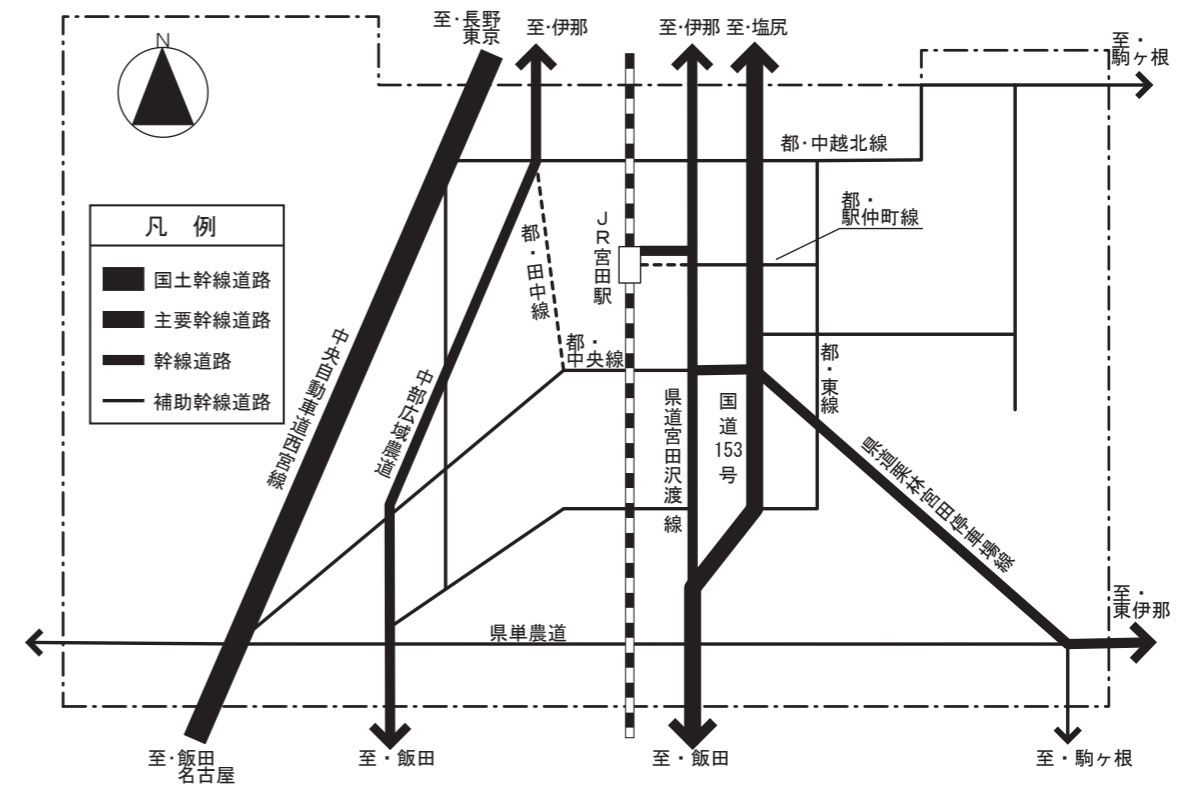


図3-5 道路機能分類図

施策の体系	施策の内容
2. 駅前広場 (1) 駅周辺地区との一体的な整備	● 駅前広場は、JR利用者や主要街路の結節点であり、中心市街地と全村の土地利用や活性化に必要な空間です。周辺地区及び駅仲町線等との一体的な整備を行い、宮田の「顔づくり」の推進に向けての整備を行います。
3. 公共交通機関 (1) 公共交通システムの構築	● 高齢社会への対応や、住民の足確保、中心商店街の活性化、環境負荷への対策等により、路線バス、循環バス及びタクシー等による公共交通システムの検討を行います。
(2) バス停の整備	● 高速バスのバス停は、安全と利便に配慮し整備をすすめます。
4. 駐車場 (1) 駐車場整備	● 公共施設や公共交通機関の駐車場は、適正な整備充実を図ります。 また、各種事業に併せた市街地駐車場等の整備をすすめます。

(2) 公園緑地

部門別基本方針

- 緑地の適正な保全と緑化の推進を総合的・計画的に実施します。
- 住民が楽しめる憩いの場としての公園・緑地の整備を進め、緑豊かなまちづくりを目指します。
- 公共施設スペース等を利用し、市街地の緑化に努めます。

施策の体系	施策の内容
1. 総合公園等の充実	● 総合公園であるふれあい広場や宮田高原、こもれ陽広場等は、村民はもとより、訪れる多くの人々の憩いと交流の場となるよう、シンボルゾーンとして充実させ、魅力ある公園機能の向上を図ります。
2. 新たな住宅地への公園配置	● 土地区画整理事業や、新たな宅地開発の際には、公園・広場等を一体的に整備することにより、緑とゆとりのある住環境の形成と防災空間の確保に努めます。
3. 住民憩いの公園整備	● 歴史に触れ合い、全村を眺望できる城山公園の整備を図ります。
4. 既存住宅地への公園整備	● 市街地や集落地への公園整備については、地域住民の参加のもとに、計画から管理まで、住民を主体とした公園整備を進めます。
5. 遊歩道、サイクリングロードの整備	● 市街地と郊外、公園・史跡等を結ぶ歩道や遊歩道、サイクリングロードの整備を図ります。
6. 総合的な緑地の保全と緑化の推進	● 緑地の保全と緑化の推進を総合的かつ計画的にすすめるため、緑における将来像を示す、「緑の基本計画」を策定します。
7. 河川の親水化	● 本村の中心部を流れる小田切川等は、徐々に親水化の整備が実施され、下水道事業の推進等により清らかな水辺を提供しています。村内を流れる河川や水路は、日常生活において大切な役割を担っており、河川親水化と水辺を活かしたまちづくりを住民参加により進めます。

(3) 上水道

部門別基本方針

- 土地利用計画との連携を図りながら、安全で安定した水の供給に努めます。

施策の体系	施策の内容
1. 施設整備の促進	● 老朽化した施設の計画的かつ適切な更新により、水道水の安定供給に努めます。
2. 給水区域の拡大への対応	● 人口の増加と新たな宅地開発への対応のため、土地利用計画に沿った計画的な配水管網の整備と見直し、配水施設の改良や増設を推進します。

(4) 下水道

部門別基本方針

- 土地利用計画との連携を図りながら、安全で安定した水の供給に努めます。

施策の体系	施策の内容
1. 人口増加に対応した事業の推進	● 土地利用計画に沿った、将来の宅地化に対応する処理区域等の見直しによって、合理的な整備を実施することにより、水洗化向上の推進を図ります。
2. 適正な維持管理の推進	● 公共下水道事業、農業集落排水事業との処理場及び管渠施設の適正な使用を住民にPRして施設への負荷軽減を図るとともに、放流水質の環境基準維持のため、適正な維持管理に努めます。
3. 下水道事業の経営の健全化	● 下水道事業の健全経営を図るため、つなぎ込みを促進し水洗化率の向上に努めます。 また、処理施設及び管渠施設の効率的維持管理を行い、経費節減に努めるとともに経営の健全化に努めます。
4. 汚泥の処理	● 今後増加する公共下水道の汚泥処理については、当面は民間委託により処分するものとし、将来は上伊那広域連合による共同処理を推進します。 また、農業集落排水事業の汚泥は、引き続きコンポスト化して農地還元等有効利用を図ります。

(5) 都市防災

部門別基本方針

- 村民の生命と財産を守り、安全な住民生活を確保するため、災害に強いまちづくりを進めます。
- 災害を未然に防ぎ、被害を軽減するための防災施策を図ります。
- 建築基準法、都市計画法等、関連法令の活用による防災対策を図ります。
- 各種計画・事業等において、防災対策を取り込み都市防災の強化を図ります。

施策の体系	施策の内容
1. 地域防災アセスメント調査の実施	● 災害を未然に防ぎ、被害を軽減するためには、まず、本村に影響を及ぼす災害誘因を明らかにする必要があります。各種法令等及び地域防災計画により指定されている危険区域については、被害想定図を作成し、災害時に迅速かつ確かな応急対策ができるよう万全を期します。 市街地及び住宅地においては、地域防災アセスメント調査の実施により、地震災害及び風水害等に対する危険性を把握した上で、地域に合った防災対策を図ります。
2. 計画的な土地利用の規制誘導	● 地形や地盤、市街地特性に応じて適切な土地利用の誘導を図ります。
3. 既存建築物の安全対策	● 既存建築物において、耐震性の向上に努めるとともに、一般住宅の耐震性促進のための指導や啓発を行います。
4. 市街地整備の推進	● 市街地における延焼の遅延や防止を図るため、不燃化の推進、道路の拡幅、オープンスペースの確保等、防災対策を推進します。
5. 防災空間の確保	● 火災の延焼を防止する緑地などを保全するとともに、道路や河川等を活用して延焼防止機能を持つ緑地帯を保全、整備します。 また、災害時の避難場所ともなる公園に防災機能を持たせた整備を進めます。

4. 都市景観

部門別基本方針

- ふたつのアルプス、河川、田園風景、歴史的建造物等、地域が持つ風景、風致を将来にわたり保全し、「水」と「梅」をキーワードにした「みやだ」らしい景観づくりに努めます。
- 建物や道路、緑地等、居住空間の景観について住民協定等による景観形成をすすめます。

施策の体系	施策の内容
1. 「景観形成基本計画」の策定	<ul style="list-style-type: none"> ● 具体的な景観形成目標と方策を示す「景観形成基本計画」の策定により、本村の景観指標を明らかにし、美しい景観のづくりをすすめます。
2. 自然景観	<ul style="list-style-type: none"> ● アルプスと高原を背にする農村田園風景、天竜川、太田切川をはじめとした大小河川の持つ豊かな水辺の風景等、将来にわたり残したい美しい自然景観を保全していきます。 森林地域及び広がる優良農地については、自然景観を阻害する無計画な開発や建築行為を抑制します。 河川及び水路については、防災対策を考慮しつつ多自然型の整備により、動植物の住める水辺づくりと親水空間づくりを進めます。
3. 歴史的景観	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域に残されている文化、歴史等の特徴を活かした景観の保全に取り組みます。 市街地にある旧宮田宿の民家や土蔵等の復元・修景等については、まちづくり総合支援事業等により、歴史の感じられる地域形成の推進を図ります。
4. 市街地景観	<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅地、商業地、工業地等、各々の特色に応じた街並み景観の形成を図ります。 住宅地においては、梅の木による市街地景観の創出を図ります。 新たな公共施設建設や開発行為等の際には、半公共空地の確保を積極的に取り入れ、率先して梅の木の植樹等、緑のある市街地景観づくりを進めます。

施策の体系	施策の内容
5. 道路景観	<ul style="list-style-type: none"> ● 沿道地域においては、大規模開発における指導と、看板・広告物における一定の規制を定め、形態や色、大きさ等のデザイン規制・誘導を図ります。
6. 景観形成に対する意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> ● 「宮田村まちづくり大賞」等の表彰制度等により、住民の景観形成に対する意識の高揚と普及を図ります。
7. 住民協定等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 現在、河原町地区は、景観形成住民協定によって景観に対する自主的なまちづくりを実施しています。これを本村での景観まちづくりの先駆的活動と位置づけ、また、他地域の住民協定へと発展するよう支援していきます。